

運転中のスマートフォンや携帯電話、イヤホンなどの使用

歩きながらのスマホ(スマートフォン)や携帯電話の操作も危険ですが、自転車運転中はさらに危険です。スマホなどの操作に気をとられて、歩行者や自転車などに気づくのが遅れ、事故につながる場合があります。イヤホンで音楽などを聴くことも同じ。外の音が聞こえず、危険に気づくのが遅れます。

※5万円以下の罰金



車道の右側通行

道路を渡るのが面倒くさい、急いでいるからとスピードを出して右側通行してしまったことはありませんか？右側通行は、自転車同士の正面衝突などの危険があります。車道を走る場合は、左側通行を厳守し、道路の左端に寄って通行します。

※3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



ちょっと待ったー！ その自転車の 乗り方は危険！です

ちょっとそこまで出かけるのに便利な自転車。しかし、ルールを無視した運転をする自転車に「ヒヤリ」としたことはありませんか？自転車も車と同じ車両です。正しい運転をしないと大きな事故を引き起こしてしまう危険があります。

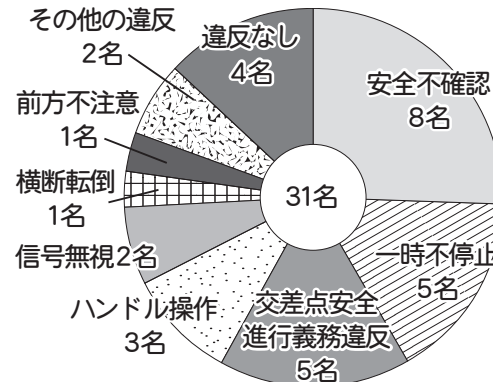
今月は、正しい自転車の運転と運転者に科せられる罰則についてお知らせします。



自転車の事故が多発

平成26年中に県内で自転車運転中の事故で命を落とされた方は31名。これは全国ワースト4位です。31名中27名の方の死亡事故は、何らかの交通違反が原因となつています。また、65歳以上の高齢者が18名とその半数以上を占めています。

最近、自転車の運転マナーの悪さについて意見をいただくことが多くなりました。無灯火運転で車道を右側通行したり、2台以上の自転車が横に並んで通行したり、スマートフォンを操作しながらの運転など。自転車運転者にとっては、慣れた道で、自分の運転は「大丈夫」という軽い気持ちでも、それはたまたま事故に遭わなかっただけ。いつ事故につながってもおかしくはありません。



埼玉県自転車死亡事故の内訳(26年)



事故を起こせば民事上の責任も

自転車運転中の事故は、自分が被害者となるケースばかりではありません。自転車と自転車、自転車と歩行者の事故で加害者になれば、高額な賠償金を請求される場合があります。



自転車で行くときの主なルール

自転車事故をなくすにはどうしたらよいでしょうか。まずは、一人ひとりが交通ルールを守ること。もう一度確認しましょう。

【自転車安全利用5則】

- ①車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行：自転車は車道を走る場合は、道路の左端に寄って通行しなければなりません
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄り徐行：歩道ではすぐに停止できる速度で走行し、歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければなりません
- ④交通ルールを守る：飲酒運転、二人乗り、並進は禁止です。暗くなったらライトを点灯しなければなりません。交差点では信号に従い、一時停止し安全を確認します

傘差し運転

急な雨など「短い距離だから」と傘を差して自転車を運転していませんか？傘を差していると片手運転で不安定になるばかりでなく、前は見え、風にあおられ非常に危険です。雨の日は傘を差さずにレインコートを着用してください。

※5万円以下の罰金



これは
違反
です
罰則
があります

一時不停止

どうして一時停止をしなければならないのでしょうか？大きな優先道路に出るときや、塀などの死角になっている道から出る際に、一時停止をせずに飛び出すと、歩行者や車と衝突する危険があるからです。

※3か月以下の懲役または5万円以下の罰金



信号無視

※3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

二人乗り運転

二人乗り運転は、バランスが悪く危険です。
※2万円以下の罰金または料



歩道での歩行者の妨害

歩道はもちろん歩行者が優先。歩行者の通行を妨げないよう、一時停止しなければなりません。
※2万円以下の罰金または料

並進通行

友だちと並んで自転車に乗りながらのおしゃべりは楽しくても、車道は車も通ります。縦一列で通行してください。
※2万円以下の罰金または料



無灯火運転

暗くなってからライトを点灯するのは、前方を照らすだけでなく、車や歩行者に自転車の存在を知らせるためでもあります。運転者が、「暗くても周りを見ることが出来るから大丈夫」と思っているのは間違い。早めのライト点灯が大切です。
※5万円以下の罰金



ブレーキの整備不良

ブレーキがしっかりと効くか、ベルがきちんと鳴るかなどを運行前に点検してください。
※5万円以下の罰金

飲酒運転

※5年以下の懲役または100万円以下の罰金

(注)違反は主なもの。写真はイメージです

- #### 改正道交法「危険行為」14項目
- ▼信号無視 ▼通行禁止違反
 - ▼歩行者用道路での歩行者妨害(徐行違反) ▼通行区分違反
 - ▼路側帯通行時の歩行者妨害
 - ▼遮断踏切への立ち入り
 - ▼交差点安全進行義務違反 ▼右折時、直進車や左折車への通行妨害 ▼環状交差点安全進行義務違反 ▼一時不停止
 - ▼歩道通行時の通行方法違反
 - ▼制動装置(ブレーキ)不備の自転車の運転 ▼酒酔い運転
 - ▼安全運転義務違反



違反者には自転車運転者講習を義務づけ

平成27年6月1日から、一時不停止や信号無視などの危険行為をして、3年間で2回以上摘発された自転車運転者は、3か月以内に自転車運転者講習を受けなければなりません(対象は14歳以上)。講習を受けない場合は、5万円以下の罰金が科せられます。

⑤子どもはヘルメットを着用：保護責任者は、児童・幼児にヘルメットを着用させましょう(努力義務)